

第49期貸借対照表・損益計算書

貸借対照表

平成15年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<u>流動資産</u>	<u>105,375</u>	<u>流動負債</u>	<u>112,564</u>
現金・預金	3,934	買掛金	16,536
売掛金	56,848	短期借入金	44,200
製品・半製品・副産物	12,707	一年以内に返済する長期借入金	21,071
原油	12,869	未払金	10,231
貯蔵品	1,267	未払揮発油税	17,910
未着品	13,876	未払法人税等	5
前払費用	265	未払費用	479
原油製品貸勘定	243	原油製品借勘定	1,914
繰延税金資産	1,095	その他流動負債	215
その他流動資産	2,267		
<u>固定資産</u>	<u>130,903</u>	<u>固定負債</u>	<u>69,333</u>
有形固定資産	113,490	長期借入金	35,090
建物	3,209	退職給付引当金	3,212
油槽	5,188	役員退職慰労引当金	361
構築物	8,810	特別修繕引当金	2,456
機械装置	13,379	修繕引当金	777
工具器具備品等	82	再評価に係る繰延税金負債	24,461
土地	82,763	繰延税金負債	2,961
建設仮勘定	55	その他長期負債	12
無形固定資産	620	負債合計	<u>181,898</u>
投資等	16,791		
子会社株式	227	資本の部	
投資有価証券	15,040	資本金	<u>10,225</u>
長期貸付金	1,453	資本金	10,225
その他投資等	255		
貸倒引当金	185	<u>利益剰余金</u>	<u>3,700</u>
		利益準備金	669
		当期末処分利益	3,031
		(うち、当期利益)	(1,902)
		<u>土地再評価差額金</u>	<u>36,086</u>
		土地再評価差額金	36,086
		<u>株式等評価差額金</u>	<u>4,368</u>
		株式等評価差額金	4,368
		資本合計	<u>54,380</u>
合計	<u>236,278</u>	合計	<u>236,278</u>

損益計算書

平成14年 4月 1日から

平成15年 3月31日まで

(単位：百万円)

科 目		金 額		
経 常 損 益 の 部	営業 損益 の 部	営業収益	311,106	311,106
		売上高	311,106	
		営業費用		307,367
		売上原価 販売費及び一般管理費	305,051 2,316	
	営業利益		3,738	
	営業外 損益 の 部	営業外収益		1,725
		受取利息	57	
		為替差益	535	
		その他営業外収益	1,133	
		営業外費用		2,618
支払利息 その他営業外費用		2,218 399		
経常利益		2,845		
特別 損益 の 部	特別損失		591	
	固定資産処分損	15		
	投資有価証券評価損	28		
	ゴルフ会員権評価損	71		
	経営統合関連費用	113		
	役員退職慰労引当金繰入額	310		
	その他特別損失	52		
税引前当期利益		2,254		
法人税、住民税及び事業税		5		
法人税等調整額		346		
当期利益		1,902		
前期繰越利益		1,128		
土地再評価差額金取崩額		0		
当期末処分利益		3,031		

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的債券	償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券		
(ア) 時価のあるもの	決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部資本直入法により処理し、 売却原価は、移動平均法により算定)
(イ) 時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産

原油・製品・半製品	総平均法による原価法
未着品	個別法による原価法
貯蔵品	移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

石油化学製品製造装置及び自家発電設備	定率法
上記以外の有形固定資産	定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

(2) 無形固定資産

定額法によっている。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法としている。

(3) 長期前払費用

均等償却によっている。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産等の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

なお、会計基準変更時差異（618百万円）については、5年による按分額を費用処理している。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理している。

（3）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金である。

（会計方針の変更）

役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理していたが、当期より、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更している。

この変更に伴い、当期繰入額361百万円のうち当期に係る発生額51百万円は、販売費及び一般管理費に計上し、過年度相当額310百万円は、特別損失として計上している。この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益および経常利益は51百万円、税引前当期利益は361百万円減少している。

（4）特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務付けられている油槽に係る点検修理費用について、当該点検修理費用の支出実績に基づき、当期に負担すべき額を計上している。

なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金である。

（5）修繕引当金

法定定期修理を2年周期または4年周期で行う機械装置の定期修理費用については、より適切な期間損益計算を行うため、当該定期修理費用の支出見込額のうち当期に負担すべき額を計上している。

なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金である。

4. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理し、さらに、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用している。

5. その他

消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式を採用している。

6. 会計方針の変更

（1）自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準等の適用

当期から、自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準（企業会計基準第1号）を適用している。なお、自己株式の取得及び法定準備金の取崩はない。また、商法施行規則の施行により、貸借対照表の資本の部については、商法施行規則により作成している。

（2）1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用

当期から1株当たり当期純利益に関する会計基準（企業会計基準第2号）を適用している。なお、この変更による影響はない。

貸借対照表の注記

1.有形固定資産の減価償却累計額		192,001百万円
2.子会社に対する短期金銭債権		889百万円
子会社に対する短期金銭債務		708百万円
子会社に対する長期金銭債権		222百万円
子会社に対する長期金銭債務		1百万円
3.支配株主に対する短期金銭債権		8百万円
4.その他流動資産に含まれる親会社株式		81百万円
5.保証債務		2,913百万円
6.担保に供している資産		109,021百万円
7.重要な外貨建負債		
	外貨額	貸借対照表計上額
買掛金	16,681千米ドル	2,005百万円
8.土地再評価差額金		
土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額を再評価差額金として、資本の部に計上している。		
再評価の方法	不動産鑑定士による鑑定評価	
再評価年月日	平成12年3月31日	
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額		
		31,484百万円
9.直接減額による圧縮記帳		
国庫補助金により取得価格から控除した額	機械装置	113百万円
10.1株当たりの当期利益		93円
11.商法第290条第1項第6号に規定する純資産額		4,368百万円

損益計算書の注記

1.子会社に対する売上高	3百万円
2.子会社からの仕入高	7,940百万円
3.子会社との営業取引以外の取引高	17百万円
4.支配株主からの仕入高	66百万円

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

(追加情報)

平成15年3月31日、改正地方税法が公布され、平成16年4月1日以後に開始する営業年度から、法人事業税に外形標準課税制度が導入されることとなった。これに伴い、当期末の一時差異のうち平成16年4月1日以後に解消が見込まれる一時差異の法定実効税率を変更している。

この変更に伴い、従来の法定実効税率を適用した場合に比べ、再評価に係る繰延税金負債及び繰延税金負債はそれぞれ787百万円、95百万円減少し、土地再評価差額金及び株式等評価差額金はそれぞれ787百万円、95百万円増加している。